

様式第3号（第12条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成30年度第2回吉川市情報公開・個人情報保護審査会
開 催 日 時	平成30年11月22日(木) 午後5時から 午後7時25分まで
開 催 場 所	吉川市役所302会議室
出席委員(者)氏名	小林弘和委員(会長)、杉村好美委員、横家豪委員
欠席委員(者)氏名	なし
担 当 課 職 氏 名	総務部庶務課長 互井満 総務部庶務課文書担当副主幹 松本英明 総務部庶務課文書担当主査 柳生和哉 総務部庶務課文書担当主事 江原千晶 市民生活部危機管理課危機管理担当副主幹 監物利明 市民生活部危機管理課危機管理担当主事 倉本隆義 教育委員会事務局教育部教育総務課管理係長 城取直樹
会議次第と会議の公開又は非公開の別	1 会長の選任について 2 議題 (1) 電子計算機結合の意見照会について(公開) (2) 電子計算機結合の意見照会について(公開) (3) 吉川市個人情報保護条例一部改正の諮問について(公開) 3 その他(公開)
非 公 開 の 理 由	
傍 聴 者 の 数	なし
会 議 資 料 の 名 称	(1) 平成30年度第2回吉川市情報公開・個人情報保護審査会次第 (2) 電子計算機結合に関する意見照会書(緊急時情報伝達・収集システム) (3) 電子計算機結合に関する意見照会書(校務支援システムを利用した小中学校教職員の校務処理業務) (4) 吉川市個人情報保護条例の改正について(諮問)
会議録の作成方法	■ 要点記録

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、決定事項等）	
	(1) 電子計算機結合の意見照会について（緊急時情報伝達・収集システム）
説明員	資料に基づき説明
委員	登録人数の見込みは。あくまで申請なのか。
説明員	現時点では1500人を見込んでいます。申請をしてもらうことを考えています。
委員	外部提供をするにあたっては本人の同意が必要であるが、書類を見ると企業に提供をするという同意はとっていない。
説明員	名簿と安心電話は対象者が同一であるため、ひとつの様式に盛り込みました。今回、様式の中に新たに安心電話の項目を盛り込んだため、ご指摘のように企業への外部提供の同意について失念をしていました。改めて申請書を見直したいと考えています。
委員	安心電話の運用企業には、電話番号以外の情報も提供されるのか。
説明員	電話番号のみが提供されます。
委員	名簿申請書だが、本人が申請しているという担保はあるのか。 マイナンバー関連の本人確認の方法は厳しくなっているので参考にするという考えもある。
委員	導入自治体の申請書を参考にしているのか。
説明員	足立区などが導入しているので、事前に様式を確認しました。今回は名簿申請と対象者が同一なので、名簿申請書にあわせて記載できるようにしました。
委員	避難支援等関係者と避難支援者はペアリングしているのか。
説明員	民生委員などにも同じ情報を配信します。そのエリアに住んでいる避難支援者については、そのエリアの民生委員などが対応することになります。
委員	電話は自動音声だと思うが、市が自動音声を作成するのか。
説明員	市が作成します。配信の操作も市が行います。
委員	民間企業が開発したソフトウェアを利用すると思うが、電話番号のデータ

説明員	<p>が民間企業に渡るということか。</p> <p>提供されることとなります。電話番号のデータが継続してサーバーに登録される運用もできるし、その都度削除する運用も可能です。</p>
委員	<p>自力で避難できない方の情報なので、電話番号が漏洩すると問題が大きくなる。電話番号を悪用できてしまう。</p>
委員	<p>支援者名簿はどう取り扱うのか。</p>
説明員	<p>自治会長や民生委員に平時から名簿を渡しておき、災害が起きたときに名簿に載っている方を助けることとなります。</p>
委員	<p>同意しない方は名簿に載らないが、災害があった場合には提供されるということか。</p>
説明員	<p>同意しない方は、災害があった場合に限って提供されるという仕組みになっています。</p>
委員	<p>人数が多くなると電話で伝えきれない場合もある。であれば名簿を渡すしかないのではないと思うが、災害時に渡せるのか。</p>
説明員	<p>エリアによっては多数になってしまう場合もありますが電話で伝えることを想定しています。</p>
委員	<p>電話の相手がだれか確認できないのに、個人情報伝えてしまってもよいのか。現実的にできないのではないか。</p>
委員	<p>要支援者の名簿は漏洩すると大きな問題となる。自治会長に提供するに当たって何らかの対策はとっているのか。</p>
委員	<p>様式第1号の申請書を見ると、民間企業に提供するという同意をとっていないことになるのではないか。流出しないよう念書をもっている自治体もある。また、民間企業に提供する場合も、同じように念書などをもらうことも考えられる。</p>
委員	<p>この事業はいつから実施する予定なのか。</p>
説明員	<p>予定では来月から実施したいと考えていましたが、今回のご指摘を踏まえて時期を検討します。</p>
委員	<p>同意については、民間企業に提供されるという同意をとったほうがよい。また、申請に関して、本人の意思確認については、マイナンバー関連の本人確認と同じように行うということが考えられる。</p>

委員	申請の受付はいつからか。
説明員	すでに申請は受け付けています。来月から開始をしたいと考えていました。
委員	外部提供の同意はどうするのか。
説明員	今後、申請していただいた方にはサービス開始に当たって通知をする予定であるので、その際に改めて同意を求めることは可能です。
委員	1500人も同意を改めてとることが可能なのか。
説明員	サービスについて理解はしていただいております、今後登録が完了した旨の通知をする予定です。その際に同意をとり、その上でサービスを開始したいと思っております。
委員	資料では横浜市でもこのサービスを利用しているとのことだが、人口が多い状況で本人同意をとっているのか。
説明員	横浜市金沢区では、自治会長に配信をしているが、民間企業に情報が提供されることについて同意をとっています。横浜市の場合は、自治会長が避難所を開設することになっています。災害が起きた場合に、避難所を開設できるか確認するためにこのサービスを利用しています。
委員	吉川市の場合は、被害者になりかねない方の情報が多い。先進的な取り組みであるが、個人情報の観点では重い内容である。再度、同意の問題、自治会長に配布する名簿の問題などを整理していただいた上で、会議を開いて検討するというところでよいか。 (各委員了承)
	(2) 電子計算機結合の意見照会について (校務支援システム)
説明員	資料に基づき説明
委員	データセンターに管理してもらっている自治体は他にあるのか。
説明員	いくつかの自治体でデータセンター管理となっているようです。近隣だと、越谷市、八潮市はデータセンター管理であり、三郷市と松伏町は校舎内にサーバーを設置しています。
委員	会社が違えばシステムも異なってくるという理解でよいか。

説明員	市で導入しているシステムは、全国で最も導入されているシステムと聞いています。
委員	特に問題はないと思われるので了承してよいか。 (各委員了承)
	(3) 吉川市個人情報保護条例の改正について
説明員	資料に基づき説明
委員	非識別加工情報とは何か。
説明員	個人を特定できないように加工した情報です。企業の求めに応じて提供することを想定したものです。
委員	例えば地下鉄の利用情報などのビッグデータについて個人を特定できないように加工して民間企業に提供すれば、災害の際に役立つシステムを構築する可能性もある。
委員	法律の改正に伴うものであり、実質的な改正はないという理解でよいか。
説明員	個人情報取扱事務の届出の範囲を広げる部分以外は法律の改正に伴うものです。
委員	特に問題はないので了承してよいか。 (各委員了承)
説明員	個人情報保護条例の改正に伴い、情報公開条例も改正になる部分があります。資料には掲載していないが、必要な部分は改正させていただきたいと思います。また、今回、要配慮個人情報の範囲が広がっています。その中で、病歴や障害情報も含まれることとなりました。これらの情報は、通常業務でも取得する情報であり、個人情報取扱事務ごとに審査会に審議していただくことが難しくなります。今後、事務ごとに審議するのではなく、類型を審査会にお諮りし、その類型に当てはまる場合は取得できるようにしたいと思います。 (各委員了承)